

令和4年12月21日(水曜日) 午後2時00分 開 議

●議事日程第1号 12月21日(水曜日)

第1 開 会

第2 新議員の紹介及び議席の指定

第3 会期の決定

第4 行政報告及び提出議案説明

第5 議案第8号 令和4年度飯塚地区消防組合補正予算(第1号)  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第6 議案第9号 飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

第7 認定第1号 令和3年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定  
(提案理由の説明、決算審査報告、質疑、討論、採決)

第8 報告第2号 専決処分の報告 交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解  
(報告、質疑)

第9 一般質問

第10 署名議員の指名

第11 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時08分 開会

◎議長(秀村 長利)

△開会

出席議員が定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回飯塚地区消防組合議会定例会を開会いたします。

## △新議員の紹介と議席の指定

### ◎議長（秀村 長利）

次に、本組合議会議員になりました、桂川町選出の林英明議員、同じく竹本慶吉議員をご紹介しますとともに、林英明議員の議席を4番に、竹本慶吉議員の議席を5番に指定いたします。

### △会期の決定

それでは、会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。本定例会の会期は、12月21日、1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月21日、1日と決定いたしました。

### △行政報告及び提出議案

### ◎議長（秀村 長利）

次に、行政報告及び提出議案に入ります。組合長の行政報告及び提出議案の説明をお願いいたします。片峯組合長。

### ○組合長（片峯 誠）

本日、令和4年第3回消防組合議会定例会を招集するに当たり、本年2月定例会以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供します。

はじめに、管内における令和4年10月末までの火災、救急等の発生状況について報告いたします。

火災件数は、75件で、このうち建物火災32件、となっております。死傷者については死者10人、負傷者8人となっております。

これを前年の同じ時期と比較しますと、建物火災件数20件の増、死者は9人の増、負傷者は3人の減となっております。

次に、救急出動件数は、8,105件、救急搬送人員は、6,759人で、これを前年と比較しますと、救急出動件数904件の増、救急搬送人員494人の増となっております。

特に、7月から9月には、新型コロナウイルス感染症第7波の影響を受け、医療機関がひっ迫し、救急搬送困難事案が増加したことで、救急隊の負担が大きく増えました。

次に、研修、訓練等の実施状況につきましては、職員の資質の向上を図るため、福岡県消防学校の初任教育に8名、各種専科教育課程に13名を入校させたほか、福岡県市町村職員研修所に11名を入所させました。

次に、救急救命士の養成につきましては、教育研修計画に基づき、国家試験に合格した2名に2か月間の就業前研修を、資格取得後2年ごとの再教育として48時間の病院内研修を9名に実施したほか、東京研修所及び九州研修所で実施される養成課程に各1名を入校させております。このほか、指導的立場の救急救命士を養成するため、九州研修所で実施される指導救命

士養成研修に2名を入校させております。

次に、10月19日、嘉麻市で実施された福岡県消防相互応援協定に基づく福岡県全体の合同訓練に、警防隊員8名を派遣いたしました。

また、11月26日から11月27日まで、沖縄県島尻郡与那原町（しまじりぐんよなばるちょう）で実施された、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練に、救助隊及び後方支援隊として車両1台、隊員7名が参加しました。

次に、防火・防災意識の高揚につきましては、7月2日、飯塚消防署において消防フェスタを開催し、事前に募集した26組、114名の地域住民の参加を得て、防火意識の普及啓発と一次救命処置に関する知識の向上を図りました。

また、管内の小学6年生、1,587名を対象に、防火ポスターコンクールを実施いたしました。入賞作品は飯塚市枝国「イオン穂波店」に展示し、地域住民に対する防火意識の向上を図るとともに、最優秀作品1点については、防火ポスターを作成、管内事業所に配布し、火災予防の普及啓発を図りました。一方、「幼年消防ふれあいまつり」は、本年も新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を中止いたしました。

次に、住宅等の火災防止につきましては、火災発生時の人的被害を軽減するため、査察計画に基づき、高齢者世帯を重点とした一般住宅の防火査察を766件実施し、火気取扱いの指導、併せて住宅用火災警報器の設置率調査を行いました。

また、4月19日に北九州市小倉北区の旦過市場で発生した商店街火災に伴い、4月23日、飯塚市に2ヶ所ある商店街の特別査察を実施し、防火指導と防火チラシの配布を行い、商店街関係者に対する火災予防広報を実施しております。

以上が本年2月消防組合議会定例会以降、本日までの事務事業の概要であります。

次に、これより消防組合議会に提案いたします議案について申し上げます。

今議会に提案いたします議案等は、補正予算議案をはじめ4件であります。

はじめに、議案第8号は、令和4年度補正予算第1号でございます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億3,073万1千円と定めております。

次に、議案第9号は、飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。国家公務員の給与の改定が行われたので、これを参考にして本消防組合職員の給与を改定し、関係規程を整備するものでございます。

次に、認定第1号は、令和3年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定でございます。

次に、報告第2号は、専決処分の報告で、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の報告であります。

提出議案等は、以上4件でございます。

議案の内容は、上程されました都度、担当者から説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。行政報告及び提出議案の説明を終わります。

△議案第8号 「令和4年度飯塚地区消防組合補正予算（第1号）」

◎議長（秀村 長利）

それでは、議案第8号「令和4年度、飯塚地区消防組合補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長。

○消防長（篠崎 太望）

議案第8号「令和4年度、飯塚地区消防組合補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。お手元の令和4年度、飯塚地区消防組合補正予算書の1ページをお開き願います。

今回の歳入歳出予算の補正は、第1条に記載のとおり既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれ41万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、26億3,073万1千円とするものでございます。第2項 歳入歳出予算の、補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページに記載の「第1表、歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、補正予算の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。5ページをお開き願います。

2歳入、1(款)分担金及び負担金、1(項)負担金、1(目)組合費負担金、補正額、2,063万5千円の減額につきましては、令和4年度、組合費負担金が確定したことによるものでございます。

減額の主な理由としましては、地方交付税の消防費単位費用が、前年度と比較しまして、200円減額の1万1,500円となり、そのうち常備消防費分が前年度と比べまして、189円減額の1万140円になったことによるものでございます。

また、今回、構成市町より、新型コロナウイルス感染症対策費用負担金として、合わせて235万3千円をご負担いただくこととなりましたので、その分を組合費負担金として計上いたしております。

各市町の負担金の内訳につきましては、右説明欄に記載のとおりでございますが、桂川町につきましては、補正係数の変動により、増額となるものでございます。

次に、3(款)財産収入、1(項)財産運用収入、2(目)利子及び配当金、19万2千円の追加につきましては、右説明欄記載のとおり、各基金の預金利子が確定したものでございます。

次に、4(款)繰入金、1(項)基金繰入金、1(目)消防施設整備基金繰入金、2,325万円の減額につきましては、以前、飯塚市にお住まいだった方から、高規格救急車、及び救急業務支援資機材等の購入費として、今回、寄付金2,500万円の申し出がありましたので、そのことをうけて、本年度更新いたします高規格救急車購入費に充当してございました基金繰入金を減額するものでございます。

この寄付金につきましては、以前、飯塚市本町で衣料品店をされていたご夫妻から、今回申し出があったものでございます。

次に、5(款)1(項)1(目)繰越金、1,911万円の追加につきましては前年度の繰越金を計上するものでございます。次に、8(款)1(項)、寄付金、1(目)消防費寄付金、2,500万円の追加につきましては、先程、ご説明いたしました寄付金を追加するものでございます。続きまして、6ページをお開き願います。3歳出について、ご説明いたします。2(款)総務費、1(項)総務管理費、1(目)一般管理費の補正額は、536万3千円を減額するものでございます。内訳につきましては、今回、物価高騰による光熱費等の増額により財源調整を行うため、財政調整基金積立金を減額するものでございます。

次に、3(款)消防費、1(項)消防費、1(目)常備消防費の補正額は、395万9千円を追加いたしております。内訳を各節にそってご説明いたします。まず、2(節)給料、143万9千円の追加につきましては、今回の給与改定により、職員給料を増額するため、追加するものでございます。

次に、3(節)職員手当等、116万3千円の減額につきましては、説明欄記載の特殊勤務手当から期末勤勉手当までの差し引き額でございますが、主なものとして、特殊勤務手当240万8千円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う救急出動が増加したことにより、救急隊の防疫等作業手当を増額するもの。

次に、期末勤勉手当373万1千円の減額につきましては、今回の給与改定による勤勉手当の増額分と、本年6月に実施いたしました給与改定による期末手当の減額分を差し引きまして、期末勤勉手当を減額するものでございます。

次に、4(節)共済費、15万円の減額につきましては、率の改正等によるものでございます。

次に、7(節)報償費、29万2千円の減額につきましては、幼年消防ふれあい祭りの中止に伴い、減額するものでございます。

次に、8(節)旅費、38万3千円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染対策として、会議等が中止になったことによるものでございます。

次に、10(節)需用費、561万5千円の追加につきましては、物価高騰により、燃料費及び光熱水費等を増額するものでございます。

次に、11(節)役務費、27万2千円の追加につきましては、新型コロナ第7波の影響により、救急搬送に伴う医療廃棄物が増加したことにより、諸手数料を増額するものでございます。

次に、17(節)備品購入費、140万円の減額につきましては、消防用器具費及び救急救助用器具費を入札効果等により減額するものでございます。

次に、24(節)積立金、2万1千円の追加につきましては、歳入でご説明いたしました、消防賞じゅつ金基金の預金利子が確定したことによるものでございます。

以上が、1(目)、常備消防費の説明でございます。次のページをご覧ください。続きまして、2(目)消防施設費の補正額は、181万6千円を追加いたしております。内訳につきましては、17(節)備品購入費174万8千円の追加は、車両購入費は、入札効果により減額となっておりますが、今回、寄付金の申し出がありましたので、その意向をうけま

して救急救助用器具費として、AEDを新たに6器購入するため、追加するものでございます。

24(節)積立金6万8千円の追加につきましては、各基金の預金利子が確定したことによるものでございます。

次に、3(目)広域災害対応費の補正額は、燃料単価の高騰により燃料費を1万2千円追加するものでございます。

次に、4(款)1(項)公債費、2(目)利子、7千円の減額につきましては、組合債利子が確定したことによるものでございます。

次のページ、8ページ以下の、給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で令和4年度、飯塚地区消防組合補正予算 第1号の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

◎議長(秀村 長利)

提案理由の説明が終了しましたが、本議案につきましては、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

(討論)

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号「令和4年度飯塚地区消防組合補正予算 第1号」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第9号 飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長。

△議案第9号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

○消防長(篠崎 太望)

議案第9号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国家公務員の給与の改定が行わ

れたので、これを参考にして本消防組合職員の給与を改定し、関係規程を整備するため、提案するものでございます。

それでは、第1条の改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。12ページをお開き願います。

第1条におきまして、第29条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、それぞれ改めることとしております。

次に12ページから23ページまでの別表第1及び別表第2については、国家公務員の俸給表にならい、消防職給料表及び行政職給料表を改めるものでございます。改正の内容につきましては、若手職員が在職する号俸に重点を置き、30歳台半ばの職員にも一定の改善が及ぶよう平均で0.3%程度引き上げるものでございます。

続いて、11ページをお開き願います。

第2条の改正につきましては、第1条で改正後の給与条例について、第29条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、それぞれ改めることとしております。

24ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条の改正は、第1条で、令和4年度分として職員の区分に応じてそれぞれ、第1号で100分の10、第2号で100分の5を加算した勤勉手当の率について、令和5年度以降は、6月と12月支給分に均等に按分するために改正するものでございます。

次に附則の第1項におきまして、この条例は、公布の日から施行することとし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行することといたしております。

次に附則の第2項におきまして、条例第1条による改正後の給与条例の規定は令和4年4月1日から適用することとし、改正後の給与条例第29条第2項の規定は令和4年12月1日から適用することとしております。

以上で、議案第9号飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

◎議長（秀村 長利）

提案理由の説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号「飯塚地区消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、認定第1号「令和3年度 飯塚地区消防組合 歳入歳出決算の認定」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

篠崎消防長。

△認定第1号「令和3年度 飯塚地区消防組合 歳入歳出決算の認定」

○消防長（篠崎 太望）

認定第1号、「令和3年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」についてご説明いたします。

議案書の25ページをお開き願います。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

歳入歳出決算の状況と施策の成果報告の概要をご説明申し上げます。次のページをご覧ください。

はじめに、1. 決算規模でございますが、令和3年度の決算額は、歳入28億7936万5千円、歳出28億3,814万4千円であり、前年度決算額と比較しますと、歳入で13億1,471万3千円、31.35%の減、歳出で12億8,517万円、31.17%の減となっております。

次に、2. 決算収支につきましては、歳入歳出差引額及び実質収支額は4,122万1千円の黒字となっております。

また、令和3年度の実質収支額から前年度の実質収支額7,076万4千円を差し引いた単年度収支額は2,954万3千円の赤字となっております。

次に、3. 歳入の概要でございますが、歳入決算額28億7,936万5千円の款別の構成比では、分担金及び負担金25億695万円の87.07%が最も高く、次に繰入金2億6,670万6千円の9.26%、繰越金3,538万1千円の1.23%等がこれに続いております。

歳入のうち、その大宗（たいそう）をなす分担金及び負担金の組合費負担金は、前年度より5億2,612万3千円増の25億682万8千円で、これは、飯塚市、嘉麻市及び桂川町の令和3年度 地方交付税消防費 基準財政需要額のうち、常備消防費の100%に相当する額であります。なお、飯塚市及び嘉麻市の組合負担金につきましては、平成28



年度から令和2年度まで組合負担金算定にかかる過少請求がありましたので、その差額を令和3年度から令和7年度まで支弁するため、その当該年度分を加算した額であります。次のページをお開きください。

次に、4. 歳出の概要でございますが、歳出決算額は28億3,814万4千円で、前年度決算額と比較して12億8,517万円、31.17%の減となっており、その款別の増減額は、議会費1万8千円の増、総務費5億1,587万6千円の増、消防費18億7,822万3千円の減、公債費7,715万9千円の増となっております。

次に、性質別経費の状況につきましては、人件費、18億7,180万9千円・構成比65.96%、物件費、1億4,182万3千円・構成比4.99%、補助費等、1,158万5千円・構成比0.41%、維持補修費、87万2千円・構成比0.03%、投資的経費、1億1,113万3千円・構成比3.92%、公債費1億8,646万4千円・構成比6.57%、積立金5億1,445万8千円・構成比18.12%となっております。

次に、施策の成果についてであります、「5. 事務事業の概要」以下に記載いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、令和3年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（秀村 長利）

次に認定議案に関する監査委員の決算審査報告をお願い致します。

永末雄大監査委員。

○監査委員（永末 雄大）

決算審査報告書

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、先に組合長から審査に付されました、令和3年度飯塚地区消防組合決算の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

審査は、歳入歳出決算と付属書類の合規性、計数の正確性及び財政収支の状況等について行いましたが、いずれも関係法令に準拠した処理がなされ、令和3年度における決算収支の状況を適正に表示していることが認められました。

次に、決算の概要について申し上げます。歳入総額28億7936万5千円に対しまして、歳出総額は28億3814万4千円で、歳入歳出差引額は4122万1千円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額は4122万1千円の黒字となっております。また、片島分署の消防ポンプ自動車及び桂川分署の高規格救急自動車を実地見分しましたが、管理状況は良好でありました。

以上、簡単に申し述べましたが、細部につきましては、お手元の意見書をご覧いただきたいと存じます。

おわりに、飯塚地区消防組合では、組合発足時から見直されていなかった消防体制について、「地域情勢に適応した消防体制の構築」及び「限られた予算で効率のよい財政運営体制の確

立」を目標に進めた組織再編が令和2年度で完了し、令和3年度から新体制をスタートされました。そうした中で、消防の役割は、自然災害による影響が大きくなり、大規模な地震をはじめ、地球温暖化の影響による局地的な豪雨や台風などの風水害に対応できる柔軟な消防体制が求められているところであります。また、火災予防対策や人口の高齢化に伴う救急需要の拡大をはじめ、新型コロナウイルス感染症等による感染症対策など、多岐にわたり消防としての対応が求められているところであります。

このような状況の中、飯塚地区消防組合においては、総合的かつ計画的な組織運営を図るため、長期計画を策定し、新体制の充実強化に努められております。今後も、住民の安全、安心を守るため、限られた予算を効果的、効率的に運用し、さらに安全、安心な地域社会を確立できるように、関係者の一層の努力を望むものであります。以上です。

◎議長（秀村 長利）

提案理由の説明及び監査委員の決算審査報告が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（討論）

討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号「令和3年度飯塚地区消防組合歳入歳出決算の認定」を原案通り認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり認定されました。

次に、報告第2号「専決処分の報告 交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」を議題とします。

報告事項について説明を求めます。

坂田飯塚消防署長。

△報告第2号「専決処分の報告 交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」

○飯塚消防署長（坂田 潤治）

報告第2号報告第2号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）について、ご説明申し上げます。

議案書の46ページをお開き願います。

本案は、令和4年11月1日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要につきましては、2 事故の概要及び47ページの図に記載のとおり、令和4年8月14日16時16分頃、嘉麻分署の救助工作車が桂川町大字吉隈で発生した交通事故に出動中、赤信号の又手交差点で一旦停止後、左折するため交差点に進入したところ、青信号で直進してきた軽自動車と接触し、軽自動車の助手席側フロント部と救助工作車の運転席側タイヤハウス及び運転席ドア下部を破損したものでございます。

損害の状況につきましては、人的傷害双方なし。物的損害は、相手方、助手席側フロント部分の破損、消防組合側は、運転席側タイヤのゆがみ、タイヤハウス及びドア下部が変形したものでございます。

事故の原因は、緊急走行中の事故で、赤信号での交差点進入時の安全確認が不十分であったことが原因でございます。

過失割合は、消防組合が20%、相手方は80%とし、消防組合が相手方に車両修繕料として、2万9,476円を賠償金として支払うもので、ございます。詳細につきましては、6の損害額及び賠償負担額の表に記載のとおりでございますが、損害賠償額2万9,476円は、公益社団法人 全国市有物件災害共済会より支払われます。

このような事故を起こしたことは誠に遺憾であり、本議会に対しまして深く陳謝申し上げます。申し訳ございませんでした。今後は、同種事故の再発防止に努め、指導の徹底を図ってまいります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

◎議長（秀村 長利）

報告事項についての説明が終了しましたが、質疑通告書の提出はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

本案は報告事項でありますのでご了承をお願い致します。

次は、一般質問を行います。一般質問通告書が1件提出されておりますので発言を許します。

6番 畠中博文議員。

○議員（畠中 博文）

2市1町組合費の負担金について質問いたします。資料で言いますと、令和4年第3回飯塚地区消防組合議会定例会議案の41ページになります。ここに昨年の負担金の割合がありますが、単純に飯塚市、嘉麻市、桂川町の負担金を人口で割りますと、飯塚市が約13,000円、

嘉麻市が約18,300円、桂川町が約17,200円となり格差が出ています。どのような基準で算出しているのかご質問いたします。

◎議長（秀村 長利）

中西総務課長。

○総務課長（中西 敏弘）

お答えいたします。関係市町が負担する消防組合負担金は、飯塚地区消防組合規約第11条に基づき、負担していただいております。

各市町の負担金の算定につきましては、同条第2項に基づき、地方交付税法第11条の規定により、算定されるそれぞれの関係市町の当該年度の基準財政需要額の消防費の算定方法に準じて算定した額で、常備消防費に相当する額の100%を支弁していただいております。

具体的な算定方法につきましては、3つの数値を用いて算出いたします。一つめは、当該市町の国勢調査の人口、二つめは、段階補正、密度補正、態容補正及び経常態容補正の4種類の補正係数から算出した最終補正係数、三つめは、国が示す消防単位費用のうち、常備消防費に係る単位費用、これら3つの数値を用いて算出した額が、基準財政需要額の常備消防費分となり、その額を毎年8月頃、各市町の組合負担金の確定額として算出しております。

嘉麻市の令和4年度確定額を例にしますと、令和2年度、国勢調査で確定した嘉麻市の人口は3万5,473人です。次に、最終補正係数は、段階補正1.255、密度補正1.019、態容補正1.000を乗じたものに、経常態容補正0.329を足したものが、最終補正係数1.608となります。次に、令和4年度常備消防費分の単位費用が1万140円です。国調人口3万5,473人に、最終補正係数1.608、及び常備消防費単位費用1万140円を乗じた額、5億7,839万6千円が嘉麻市の令和4年度の通常の組合負担金の額となります。

また、これとは別に、令和4年度の嘉麻市の組合負担金は、令和3年度から令和7年度まで飯塚市及び嘉麻市に負担していただく過年度分負担金6,026万2千円、また、今年度、新たに負担していただくことになりました、新型コロナウイルス感染症対策費用負担金59万5千円、そして、指令設備中間更新事業の交付税措置分79万4千円、この3つの負担金と、先ほどご説明いたしました通常の組合負担金5億7,839万6千円を合わせた額、6億4,004万7千円が、令和4年度、嘉麻市の組合負担金の総額となります。

飯塚市、桂川町についても、同じように算出いたしました額、飯塚市16億1,554万2千円、桂川町2億3,374万3千円が令和4年度の消防組合負担金の確定額となります。以上、各市町の確定額を合算しました額、24億8,933万2千円が、令和4年度の組合負担金となるものでございます。

以上で、説明を終わります。

◎議長（秀村 長利）

6番 畠中博文議員。

○議員（畠中 博文）

資料も前もって見せていただきましたが、口頭の説明では私だけでなく理解しがたいところがありますので、できる範囲で結構ですのでデータもしくはペーパーで渡していただければと提案いたします。

今の消防組合負担金の確定額の基準は、福岡県内統一されているものでしょうか。

◎議長（秀村 長利）

暫時休憩に入ります。

午後2時48分 第1回休憩

午後2時49分 再開

◎議長（秀村 長利）

会議を再開します。

中西総務課長。

○総務課長（中西 敏弘）

算定方法につきましては同じです。

◎議長（秀村 長利）

他に通告書の提出は、あっておりませんので一般質問を終結いたします。

△署名議員の指名

次に、署名議員を指名いたします。7番中嶋廣東議員、10番永末雄大議員、よろしく願い致します。

△閉会

以上をもちまして、議事日程のすべてを終了いたしましたので、令和4年第3回飯塚地区消防組合議会定例会を閉会致します。

大変お疲れ様でした。

午後2時51分 閉会

●出席議員

(出席議員 11名)

1番	秀村	長利	8番	吉永	雪男
2番	岩永	利勝	9番	兼本	芳雄
3番	久世	賢治	10番	永末	雄大
4番	林	英明	11番	田中	武春
5番	竹本	慶吉	12番	吉松	信之
6番	畠中	博文	13番	城丸	秀高
7番	中嶋	廣東			

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	花元	稔和
〃	和多	良
〃	中野	貴博
〃	松本	圭介
〃	大塚	智史

●説明のため出席した者

組合長	片峯	誠
副組合長	赤間	幸弘
副組合長	井上	利一
消防長	篠崎	太望
次長兼飯塚署長	坂田	潤治
参与兼総務課長	中西	敏弘
参与兼予防課長	松岡	春樹
警防課長	上尾	雄一
指令課長	高岩	伸親
予防課課長補佐	河辺	英美
副署長兼警備課長	北代	英治
会計管理者	笹尾	清隆